

【改正に伴う整備内容】

非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）について、以下の3点が統一的に整備されます。

①不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

厚生労働省策定の「同一労働同一賃金ガイドライン」において、どのような待遇差が不合理に当たるかが明確に示されています。

均衡待遇規定 不合理な待遇差の禁止



①職務内容（業務の内容＋責任の程度）

②職務内容・配置の変更の範囲

③その他の事情

※上記の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

均等待遇規定 差別的取扱いの禁止



①職務内容（業務の内容＋責任の程度）

②職務内容・配置の変更の範囲

※上記が同じ場合、待遇について同じ取り扱いをする必要があります。

派遣労働者については、次のいずれかを確保することが義務化されます。

(1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

(2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務が新設されます。

厚生労働省HP 『同一労働同一賃金ガイドライン』ページ

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

※裁判外紛争解決手続(行政ADR)とは…事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

働き方改革に関する詳しい解説等については、働き方改革特設サイトに掲載されています。こちらのサイトでは、関連資料のダウンロードが可能なほか、関連助成金や支援策も紹介されていますので、ぜひご覧ください。

厚生労働省『働き方改革特設サイト(支援のご案内)』

URL: <https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/index.html>

この記事本文は、下記出典をもとに本会にて加工・編集したものです。(出典元URLは本文中に記載)

◎厚生労働省『働き方改革特設サイト(支援のご案内)』

◎パンフレット「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(厚生労働省)